１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあっては、別表１により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省・経済産業省告示第６号。以下「実施指針」という。）第３項第２号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。

（２）下記２．（１）①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。また、生産工程効率化等設備に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載し、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち２．（２）に記載する住所において既に２．（１）①に記載する産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている者は、本認定申請書の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（６以上の事業年度において生産及び販売を行っている場合は、前事業年度を含む連続する５事業年度）の生産数量及び販売数量を事業年度別に記載する。

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容を記載する。

①　法第２条第12項各号に掲げる事業適応の類型（①情報技術事業適応及び②エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画を申請する場合には、生産する産業競争力基盤強化商品を半導体・自動車・鉄鋼・基礎化学品・燃料のうちから選択し記載する。また、半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載すること。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第１号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（２）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（３）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第３条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。

③　事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。

（イ）情報技術事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ハに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。

（ロ）エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあっては、１．（２）に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち、連携事業計画（実施指針第１項第２号ロ①(1)（イ）（注３）①に規定する連携事業計画をいう。以下同じ。）を含むものにあっては、当該連携事業計画に係る特定大企業等（同号ロ①(1)（イ）に規定する特定大企業等をいう。以下同じ。）とその連携事業者（同号ロ①(1)（イ）（注３）に規定する連携事業者をいう。以下同じ。）との間の当該連携事業計画等に係る合意の内容など、当該連携事業計画における取組の内容が連携事業（同号ロ①(1)（イ）（注３）に規定する連携事業をいう。）に該当することが明らかとなるよう具体的に記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画にあっては、産業競争力基盤強化商品省令において定める産業競争力基盤強化商品の要件が満たされることが明確となるよう、生産及び販売する商品の詳細を記載する。

（２）事業適応を行う場所の住所を記載する。

（３）上記（１）①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、別表２により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

（４）事業適応の実施時期について記載する。